

定期報告の制度について（よくある質問）

ビル管理法、消防法の届出・報告書等とは違う制度なのか？

違う制度です。建築基準法に基づく「定期調査・検査報告制度」との違いは、
「ビル管理法」...建築物における衛生的環境の確保に関する検査。
「消防法」...消防設備、警報設備、避難設備、非常電源について防火設備関係の調査。
「建築基準法」...建物全体の劣化損傷、防災上の問題などについて幅広く調査。

上記のように、それぞれの法律によって定められている事項が異なり
調査・検査する内容にも違いがあります。
消防の点検をしているから大丈夫！という訳ではありません。

費用もかかるが、定期報告をやる意味があるのか？

とても大事なことです。
建築物の維持保全を適正に行うことで、思わぬ事故を未然に防ぐことができます。
また、万が一、事故が発生した場合、定期報告は重要な参考資料となります。

その上、調査を踏まえた計画的な修繕を行うことは、長期的に見ても
維持保全費用を抑える効果があります。

所有者にとっても、安全が確認されている建築物であるということは、
社会的な信用を獲得し、利用者からのイメージアップにもつながります。

報告しない場合、罰則はありますか？

定期報告をすべきであるのに報告を
しなかったり、虚偽の報告を行った場合
罰則の対象（100万円以下の罰金）と
なります。
（建築基準法第101条第1項第2号）

案内が送られてこないのに、
報告義務がないと考えてよいのか？

いいえ、そうではありません。

毎年、対象となる可能性の高い建物には、
通知文を送っていますが、
所有者・管理者に変更があった場合、
届かないことがあります。

通知文が届かない場合でも、
報告義務が課せられていますので、
定められた時期に報告を行って下さい。

